

日向市教職員働き方改革プラン



ヒュー!日向

Relax Surf Town

令和 2 年 4 月

日向市教育委員会

1. はじめに（働き方改革に関する国・県の動向）

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加等、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や地域の学校や教職員に対する期待は、これまでに増して大きくなってきています。

それにともない、教職員は多様化・複雑化する日々の業務に追われ、本来の教育活動に専念できないことから、児童生徒に十分な力を付けさせることが困難になるとともに、教職員自身も疲弊している状況にあります。そのような中、国から次のような答申や通知等が示されました。

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月中央教育審議会）
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月文部科学省）
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月文部科学省通知）
- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月文部科学省通知）
- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月文部科学省）

また、宮崎県教育委員会は、これらの国の動向等を踏まえ、これまで推進してきた「教職員の働きやすい環境づくりプログラム【改訂版】」を発展的に見直し、「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。このプランでは、以下の基本方針と4つの取組の柱を中心として、全県下で推進することとしています。

【基本方針】 教職員の長時間業務解消への対策の推進

【柱1】 教職員の事務作業負担軽減

【柱2】 教職員の勤務時間を意識した業務管理

【柱3】 中学校・高等学校等における部活動の在り方の見直し

【柱4】 家庭・地域と連携した学校の役割の明確化

そこで、本市におきましても、国や県の動向や本市における教職員の実態を踏まえ、「働き方改革プラン」を策定し、働き方改革を積極的に推進することとしました。

2. 本市の状況

時間外業務時間の実態

出退勤時間の管理については、平成30年1月から3月までを施行期間とし、平成30年3月より出退勤時間の記録を全職員を対象に実施しています。

この記録結果から、次のような実態が明らかになりました。

平成30年1月の時間外業務時間（平均）

小学校・・・約35時間

中学校・・・約50時間

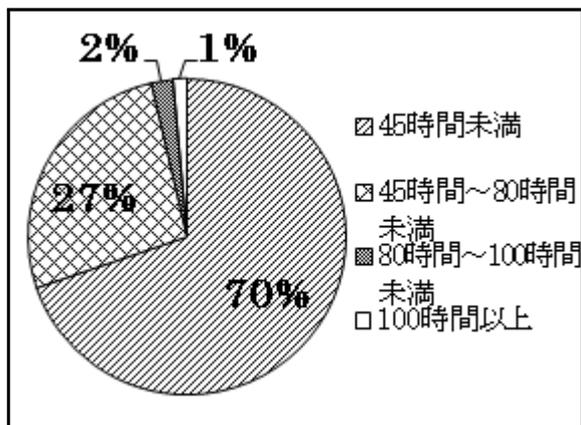
平成30年7月の時間外業務時間（平均）

小学校・・・約35時間

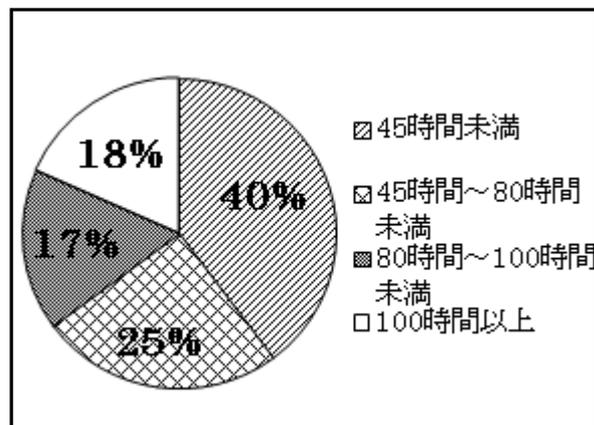
中学校・・・約55時間

令和元年（平成31年）4月から7月の記録においては、月の時間外業務時間平均は下のグラフのような結果でした。

特に、中学校における時間外業務時間45時間以上が、全体の60%でした。



【小学校教諭等】



【中学校教諭等】

また、管理職においても、時間外業務時間は、校長が月平均約54時間、副校長・教頭が約86時間でした。

このような実態から、改善に向けて取り組みを加速させる必要があります。

3. 基本的な考え方

(1) 働き方改革の目的

働き方改革を推進することによって、

教職員が健全な状態で教育活動に取り組むことができるようにするとともに、

児童生徒一人一人としっかりと向き合った質の高い教育を実現する

(2) 働き方改革の基本方針

○教職員の事務作業量軽減

○教職員の働き方に対する意識改革

○教職員の働き方を支援する環境整備

○学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

(3) 達成目標

教職員の月あたりの時間外業務時間45時間未満

教職員の年間合計時間外業務時間360時間未満

(当面の達成目標として、月当たりの時間外業務時間
80時間以上ゼロを目指します。)

※ 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」(月当たりの時間外業務時間80時間)相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要があります。

4. これまでの具体的な取組

教職員の事務作業量軽減

研究紀要提出の廃止(平成29年度より)

校内研究(主題研究)の1年間のまとめとして、各学校において作成し教育委員会へ提出を義務づけていた、研究紀要の提出を求めないこととしました。

学校訪問報告書の廃止(平成29年度より)

本市教育委員会が計画・実施する学校訪問について、実施後に提出を求めていた報告書を廃止しました。

学校訪問のしおりの簡略化(平成29年度より)

学校訪問の実施に際し、各学校の学校訪問の日程や課題、学習指導案等を冊子にして、訪問者数分の提出を求めていた「学校訪問のしおり」について、データで提出をすることとしました。

教職員の働き方に対する意識改革

出退勤時間の管理(平成30年度より)

職員一人一人が、自分の出退勤時間を記録していくことは、自分自身の働き方(勤務時間の実態)について正確に把握し、業務の在り方について見直すきっかけとなります。また、管理職が、職員の勤務時間を把握することにより、業務分担の見直しや、職員の健康状態の管理にもつなげていくことをねらいとしています。

リフレッシュデーの設定(平成30年度より)

各学校ごとに、毎週1日から2日のリフレッシュデー(定時退校日)を設定し、教職員一人一人が、勤務時間を意識した業務を行うことができるようにするとともに、ワークライフバランスのとれた生活の実現を目指しています。

教職員の働き方を支援する環境整備

夏季休業期間の学校閉庁日の設定(平成29年度より)

教職員が長期休業中に連続した休暇を取得しやすいようにすることをねらいとし、夏季休業中の1週間程度(8月10日から16日まで)を学校閉庁期間としています。

校務支援システムの導入(平成29年度より)

校務支援システムの導入により、児童・生徒の成績処理や出欠管理などをシステム上で行うことができるため、業務の効率化を図るとともに、教職員の負担軽減につながっています。

部活動ガイドラインの作成(平成30年度より)※平成31年度改訂

生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、教職員のワークライフバランスのとれた生活を実現し、より効率的な活動となるように、以下のように休養日・活動時間を設定しました。

- 平日は少なくとも1日以上休養日を設定する。
- 休業日(土・日・祝日)は各競技の大会日程等を考慮し、2カ月を1単位とし、8回程度の休養日を設定する。
- 第3日曜日(家庭の日)は原則休養日とする。ただし、大会等でやむを得ない場合のみ、他の土・日・祝日に休養日を設定する。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、以下の期間中は原則として休養日とする。
※ 8月13日～15日 ※ 12月29日～1月3日
- 長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、練習の量から練習の質を重視した部活動へと質的転換を図る。

学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

コミュニティ・スクールの効果的運用(令和元年度より)

平成31年4月より、すべての小中学校をコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置)とし、学校と地域社会との連携・協力を一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かすことで、学校と地域が協働して児童生徒の健全育成に取り組む体制づくりを行っています。

5. 今後の取組(実施・検討)について

学校における働き方改革を推進していくためには、これまでに取り組んできたことに加え、以下に示す内容について、計画的に実施または検討していく必要があります。加えて、総量削減や人員の配置についても、引き続き国や県に働きかけていく必要があります。

今後の見通しとして、令和4年度までには、これらの内容について、すぐに行えることは速やかに実施するとともに、内容を精査しなければならないことについては、しっかり検討を行います。

① スクールサポートスタッフの配置

令和2年度より、市独自で5名を配置し、教職員の業務援助に努めます。

② 学校の開錠時刻・施錠時刻の設定

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、全小中学校で統一した開錠時刻及び登校時間を設定します。

③ 勤務時間外の対応

緊急時の対応について体制を整備しながら、勤務時間外における電話連絡等についての対応時間を設定します。

④ 学校行事の精選

各学校の実態に応じて実施の有無について検討できることと、市全体で実施の有無について検討しなければならないことを見極めつつ精選します。

また、学校ですべきことと地域の協力を得て行うことについても、コミュニティ・スクールの機能を生かしながら精選します。

⑤ 部活動の活動時間及び休養日等

市で定める部活動ガイドラインを遵守するとともに、部活動指導員の配置について国や県の動向を注視しながら、検討します。

⑥ 給食費・学校徴収金等の公会計化

国や県の動向を注視しながら、令和5年からの給食費の公会計化の実施に向け取り組みを進めます。